

「就学支援金(授業料の無償)」の手続きのお知らせ

府立学校に在学する生徒は、原則として授業料を納入することになります。

「高等学校等就学支援金」(以下「就学支援金」という。)は、生徒の保護者等の所得に応じ、授業料が無料になる国の制度です。

■ 高等学校就学支援金の所得制限「判定基準」は、次のとおりです。

保護者等の市町村民税の課税標準額×6%から市町村民税の調整控除の額を差引いた額が**304,200円未満**(父母両方の合算額)

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

(注)

※ 年収目安は、父母合算で年収910万円未満程度の世帯。年収目安は、保護者2人・高校生・中学生の4人家族で、保護者の一方が働いている場合の目安であり、家族人数や年齢、働いている人数等で、実際に対象となる年収目安は変わるのでご注意ください。

※ 早生まれ(誕生日が1月2日から4月1日までの間)であり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、保護者1名の課税標準額から33万円を控除した金額を用いて基準額を算出します。

※ 過去に高等学校に在籍したことのある方は、在籍年数等によって支給対象とならない場合もあります。

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

マイナポータルHP



(「マイナンバーカード」を保有している方のみ)

■ 就学支援金は、手続きが必要です。

前回申請時に提出の書類及び認定結果により、7月申請(手続き)に必要な提出書類が異なります。

前回の審査結果が不認定(資格消滅)だった方、申請しないで提出(不申請)の方は、今年7月の手続として、「就学支援金」の申請書(届出書)等の提出手続きが必要です。

なお、前回審査結果が認定の方の今年7月の手続は、次のとおりです。

< 前回申請時に、マイナンバーを提出して認定を受けている場合 >

- ・「～高等学校等就学支援金(授業料の無償)継続にあたっての確認票～」を提出してください。
- ・提出されたマイナンバーで、審査に必要な税情報が取得できない場合は、税の申告や市区町村発行の課税証明書等の書類提出を求められることになります。

< 前回申請時に、課税証明書等を提出して認定を受けている場合 >

- ・「～高等学校等就学支援金(授業料の無償)継続にあたっての確認票～」を提出してください。
- ・また、今年7月の手続として、①マイナンバー(個人番号カード(写)等)もしくは②生活保護受給証明書の提出が必要です。
- ・提出されたマイナンバーで、審査に必要な税情報が取得できない場合は、税の申告や市区町村発行の課税証明書等の書類提出を求められることになります。
- ・生活保護受給世帯の方は、「奨学のための給付金」の対象となりますので、7月1日以降発行の②生活保護受給証明書(生業扶助の記載・世帯全員の氏名・生年月日・続柄のあるもの)原本を提出してください。

■ 就学支援金の税情報の取得(審査)等スケジュール

学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	申請書 マイナンバー等			確認票(1-3年) 申請書等(同)								
2年												
3年												

税情報の取得 (4~6月) → 税情報の取得 (7月~翌年6月)

税情報の取得 (7月~翌年6月)

税情報の取得 (7月~翌年3月)

■ 就学支援金の「保護者等」について

- ・「保護者等」は、原則として親権者である父母の両方となります。
- ・離婚や死別などの場合は、父母のいずれかで親権を行う方となります。
- ・再婚された場合でも、養子縁組をされない限り、親権を行う方のみです。
- ・未成年後見人については、家庭裁判所等で選任され扶養義務を持つ方に限ります。
- ・親権を行う方がおられず、生徒の生計を維持している方(主たる生計維持者と言います。)がおられる場合は、扶養関係の確認として、生徒の健康保険証の写しなどが必要です。
- ・生徒が成人している場合や生徒の収入で生活している場合は、生徒の個人番号カード(写)等が必要です。

■ 授業料等の額（大阪府立高校の場合）

課程	入学検定料	入学料	授業料	学校諸費等
全日制	2,200 円	5,650 円	118,800 円(月額 9,900 円)	学校・課程等で異なります。
定時制	950 円	2,100 円	32,400 円(月額 2,700 円)	
通信制	800 円	500 円	1 単位あたり年額 330 円	

■ 高等学校等就学支援金制度（公立）

1 制度の概要

就学支援金は、親権者（保護者等）の所得等が要件を満たす生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担する制度です。保護者等に現金が支給されるものではありません。また、返済の必要はありません。なお、就学支援金制度の対象は授業料のみですので、学校諸費等は、全ての生徒が支払うことになります。

2 支給対象となる者

府内の公立高校に在学する生徒で、以下の要件の全てに該当する者となっています。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高校等を卒業し又は修了したことがない者
- (3) 高校等に在学した期間が通算して 36 月を超えていない者（定時制課程・通信制課程は 48 月）
- (4) 保護者等の課税標準額（課税所得額）× 6% - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に 3/4 を乗じた額）で計算される算定基準額が 304,200 円未満の者（父母両方の合算額になります。）

⑨ 上記は、令和 5 年 4 月現在の要件です。

3 支給事務の流れ

- (1) 受給資格認定申請（入学年度の 4 月に学校で手続きが必要です。）
前年度の課税状況（前々年の収入額によるもの）で、受給資格の認定と、1 年生の 4 月分から 6 月分までの支給（授業料の支払い）について判定します。入学時に所得が超過している場合などは、各学年の 7 月に再度、受給資格の認定申請を行うことができます。また、保護者等の状況に変更があった場合は、随時、認定申請を行うことができます。
- (2) 収入状況届（生活保護受給証明書等を添付する場合、各学年の 7 月に学校で手続きが必要です。）
当該年度の課税状況（前年の収入額によるもの）で、7 月分から翌年 6 月分（最終学年は翌年 3 月分）までの支給（授業料の支払い）について判定します。マイナンバーカード（写）等を既に提出しており、かつ前回の申請（1 年生は 4 月申請、2～4 年生は昨年 7 月申請）にて受給資格が認定となった方は、収入状況届の提出は不要ですが、毎年 7 月に『継続にあたっての確認票』の提出が必要です。
また、認定後に離婚や死別、養子縁組・親権者の変更など、保護者等の状況に変更があった場合にも、その度、収入状況届が必要ですので、変更があった場合は必ず学校事務室へのご連絡をお願いいたします。

4 申請手続きに必要なマイナンバーカード等について（裏面もご覧ください。）

- (1) マイナンバーが記載された次のいずれかの書類の写しをご提出ください。
 - ① マイナンバーカードの裏面
 - ② マイナンバーが記載された住民票又は住民票記載事項証明書（※ 1）
 - ③ マイナンバー通知カードの両面（※ 2）

※ 1 マイナンバーが記載された住民票等を提出する場合は、3 カ月以内に発行されたもので、保護者等のマイナンバー・名前・住所・生年月日と発行した市区町村の公印・発行日が確認できる必要があります。

※ 2 マイナンバー通知カードは、令和 2 年 5 月 25 日施行のデジタル手続法によって廃止されていますが、次のいずれかの条件を満たしている場合は使用することができます。

○ 記載事項（マイナンバー・名前・住所・生年月日・性別）に変更がない場合

○ 法施行前（令和 2 年 5 月 25 日以前）に記載事項の変更手続きを市区町村の窓口で行っている場合

◎ マイナンバーが記載された書類をご提出いただき、保護者等に変更がない場合においては、在学期間中の添付書類の提出を省略することができます。
- (2) 生活保護受給世帯の方は、生活保護受給証明書をご提出ください。

○ 生活保護受給証明書は、3 カ月以内に発行された原本が必要です。コピーされたものは無効となります。提出された原本は返却しません。

※ 生活保護受給証明書で申請する場合は、次回の申請の際にも、生活保護受給証明書の提出が必要となります。

※ 生活保護世帯の方は奨学のための給付金（7 月に申請手続きがあります）の対象となるため、生活保護受給証明書でのご申請をお願いいたします。

◎ 申請に必要な書類一式と記入要領はお通りの学校の事務室よりお渡しします。
上記(1)(2)いずれの書類も提出できない場合は、お通りの学校事務室にお問い合わせください。

（ご注意ください！）

就学支援金の申請にあたっては、収入に基づく税情報が必要です。
お住まいの市町村に税の申告が済んでいない場合は、マイナンバーの提出があっても審査を行うことができません。
結果の通知が遅れる原因にもなりますので、毎年必ずお住まいの市町村に税の申告を行うようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

就学支援金制度に関するお問い合わせは、お通りの学校事務室もしくは下記連絡先までお願いいたします。

- ◎ 懐風館 高等学校 事務室
電話：072-957-0001
- ◎ 大阪府教育庁 施設財務課 就学支援金担当
電話：06-6941-0351（代） ※内線番号 6913 又は 6914 をご指定ください。
- ◎ 大阪府ホームページ「府立高等学校の授業料と就学支援金について」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/>

高等学校等就学支援金（7月申請）の提出書類について

◇就学支援金（7月申請）を申請される方へ

就学支援金の制度では、マイナンバーを活用しています。

これまでの申請の有無、申請に添付した書類や審査結果により、7月の申請に必要な書類が異なります。

7月の申請に必要な書類概要は、以下の図をご参照ください。

Q1：これまでに就学支援金の申請をしたことがありますか？

はい

いいえ



Q2：前回の申請の審査結果は？

認定

不認定
又は
資格消滅

●高等学校等就学支援金申請書
（受給資格認定申請書）

●マイナンバー書類（※）

または生活保護（生活扶助）受給証明書

※マイナンバーカード裏面（番号が記載された面）の写し、
マイナンバーが記載された住民票 など

●高等学校等就学支援金申請書
（受給資格認定申請書）

⚠ マイナンバー書類は提出不要です。

ただし、前回申請に課税証明書等のみを提出した場合は、
マイナンバー書類が必要です。

Q3：前回の申請の添付書類は？

マイナンバー書類

生活保護（生活扶助）受給証明書

●継続にあたっての確認票

⚠ マイナンバー書類は提出不要です。

Q4：1月1日現在の生活保護
（生活扶助）の受給状況は？

生活保護（生活扶助）
受給世帯でない

生活保護（生活扶助）
受給中

●継続にあたっての確認票

●マイナンバー書類

●継続にあたっての確認票

●生活保護（生活扶助）受給証明書

④適用期間に「1月1日」が含まれた証明書

お問い合わせ先

各書類については学校事務室へお問い合わせください。

▷ 懐風館高等学校 事務室 ☎：072-957-0001

▷ 大阪府教育庁施設財務課 歳入グループ ☎：06-6941-0351（代表） 内線：6913または6914